

UQ 通信サービス契約約款

【現行】		【改正】	
(用語の定義) 第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		(用語の定義) 第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
(略)	(略)	(略)	(略)
無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1) 無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備（当社が設置するものに限り、以下「WiMAX2+基地局設備」といいます。） (2) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）に定める第五世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限り、以下「5G基地局設備」といいます。） (3) 無線設備規則第49条の29の2に定める条件に適合する無線基地局設備（当社が設置するものに限り、以下前号とあわせて「5G基地局設備」といいます。） (4) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九一四世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限り、以下「LTE基地局設備」といいます。）	無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1) 無線設備規則 <u>（昭和25年電波監理委員会規則第18号）</u> 第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備（当社が設置するものに限り、以下「WiMAX2+基地局設備」といいます。） (2) 電波法施行規則 <u>（昭和25年電波監理委員会規則第14号）</u> 第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）に定める第五世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限り、以下「5G基地局設備」といいます。） (3) 無線設備規則第49条の29の2に定める条件に適合する無線基地局設備（当社が設置するものに限り、以下前号とあわせて「5G基地局設備」といいます。） (4) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九一四世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限り、以下「LTE基地局設備」といいます。）
(略)	(略)	(略)	(略)
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金	ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
(略)	(略)	(略)	(略)

## 第2章 UQ通信サービスの種類

(UQ通信サービスの種類)

第4条の2 UQ通信サービスには次の種類があります。

種類	内容
WiMAX+5Gサービス	当社が無線基地局設備とUQ契約者が指定する無線機器(5G通信を行うことができるものに限り)との間に電気通信回線を設定して提供するUQ通信サービス
WiMAX2+サービス	WiMAX+5Gサービス以外のUQ通信サービス

2 UQ契約者は、UQ通信サービスの種類の変更を請求することはできません。

(当社が行う会員契約の解除)

第13条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、UQ契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。

(料金契約に係る契約移行)

第18条 UQ契約者は、契約移行(当社が別に定める態様により、WiMAX2+サービスに係る料金契約を解除すると同時に新たにWiMAX+5Gサービスに係る料金契約を締結することをいいます。以下同じとします。)を申出ることができます。

ただし、WiMAX2+サービスの料金契約において、UQ Flat ツープラス(期間条件なし)又はUQ Flat ツープラス ギガ放題(期間条件なし)の適用を受けている場合は、この限りではありません。

## 第2章 UQ通信サービスの種類

(UQ通信サービスの種類)

第4条の2 UQ通信サービスには次の種類があります。

種類	内容
WiMAX+5Gサービス	当社が無線基地局設備とUQ契約者が指定する無線機器(5G通信を行うことができるものに限り)との間に電気通信回線を設定して提供するUQ通信サービス
WiMAX2+サービス	WiMAX+5Gサービス以外のUQ通信サービス

2 WiMAX+5Gサービスには次の種類があります。

種類	内容
第1種WiMAX+5Gサービス	第2種WiMAX+5Gサービス以外のもの
第2種WiMAX+5Gサービス	別表(オプション機能)に定める5G SAオプションを利用可能なUIMカードを挿入している端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するもの

3 UQ契約者は、UQ通信サービス及びWiMAX+5Gサービスの種類の変更を請求することはできません。

(当社が行う会員契約の解除)

第13条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、UQ契約者について、破産法(平成16年法律第75号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。

(料金契約に係る契約移行)

第18条 UQ契約者は、契約移行(当社が別に定める態様により、次表の左欄に定めるUQ通信サービスに係る料金契約を解除すると同時に新たに同表の右欄に定めるUQ通信サービスに係る料金契約を締結することをいいます。以下同じとします。)を申し出ることができます。

ただし、WiMAX2+サービスの料金契約において、UQ Flat ツープラス(期間条件なし)又はUQ Flat ツープラス ギガ放題(期間条件なし)の適用を受けている場合は、この限りではありません。

	WiMAX2+サービス	WiMAX+5Gサービス								
	第1種WiMAX+5Gサービス	第2種WiMAX+5Gサービス								
<p>(オプション機能の提供)</p> <p>第23条の2 当社は、UQ契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、UQ契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。</p> <p>(利用中止)</p> <p>第34条 当社は、次の場合には、UQ通信サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1) 当社又は提携事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。</p> <p>(2) 第38条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。</p> <p>2 当社は、前項の規定によりUQ通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのUQ契約者にお知らせします。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第38条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。</p> <table border="1" data-bbox="165 1270 1102 1406"> <thead> <tr> <th>機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象機関</td> </tr> <tr> <td>水防機関</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	気象機関	水防機関	消防機関	<p>(オプション機能の提供)</p> <p>第23条の2 当社は、UQ契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、UQ契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、別記3に定めるオプション機能については、UQ契約者から請求があったものとみなして取り扱います。</u></p> <p>(利用中止)</p> <p>第34条 当社は、次の場合には、UQ通信サービスの<u>一部又は全部</u>の利用を中止することがあります。</p> <p>(1) 当社又は提携事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。</p> <p>(2) 第38条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。</p> <p>2 当社は、前項の規定によりUQ通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのUQ契約者にお知らせ<u>（個別の通知又は当社所定のWEBサイトに掲示する等の方法により行います。）</u>します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第38条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1270 2074 1406"> <thead> <tr> <th>機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象機関</td> </tr> <tr> <td>水防機関</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	気象機関	水防機関	消防機関	
機関名										
気象機関										
水防機関										
消防機関										
機関名										
気象機関										
水防機関										
消防機関										

災害救助機関  
 秩序の維持に直接関係がある機関  
 防衛に直接関係がある機関  
 海上の保安に直接関係がある機関  
 輸送の確保に直接関係がある機関  
 通信役務の提供に直接関係がある機関  
 電力の供給の確保に直接関係がある機関  
 水道の供給の確保に直接関係がある機関  
 ガスの供給の確保に直接関係がある機関  
 選挙管理機関  
別記3の基準に該当する新聞社等の機関  
預貯金業務を行う金融機関  
 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

災害救助機関  
 秩序の維持に直接関係がある機関  
 防衛に直接関係がある機関  
 海上の保安に直接関係がある機関  
 輸送の確保に直接関係がある機関  
 通信役務の提供に直接関係がある機関  
 電力の供給の確保に直接関係がある機関  
 水道の供給の確保に直接関係がある機関  
 ガスの供給の確保に直接関係がある機関  
 選挙管理機関  
新聞社等の機関  
金融機関  
 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第56条第1号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

第38条の2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1)～(3) (略)
- (4) 当社又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、UQ通信サービスの円滑な提供のために、WiMAX+5Gサービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。

2 当社は、その契約者回線に係る通信の1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。

UQ通信サービスの種類		総量速度規制データ量
WiMAX+5Gサービス	<u>基本使用料の料金種別がギガ放題プラスNetflixパックであるもの</u>	32,212,254,720 バイト (30ギガバイト)
	<u>上記以外のもの</u>	16,106,127,360 バイト (15ギガバイト)
	WiMAX2+サービス	7,516,192,768 バイト

第38条の2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1)～(3) (略)
- (4) 当社又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、UQ通信サービスの円滑な提供のために、WiMAX+5Gサービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。

2 当社は、その契約者回線に係る通信の1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。

区分		総量速度規制データ量
WiMAX+5Gサービス	<u>下欄以外のもの</u>	32,212,254,720 バイト (30ギガバイト)
	<u>基本使用料の料金種別がギガ放題プラスのもの</u>	16,106,127,360 バイト (15ギガバイト)
WiMAX2+サービス		7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)

(7ギガバイト)

3 契約移行があった場合、契約移行前のW i M A X 2 +サービスの契約者回線に係る通信の累計課金対象データ量を、前項に定める累計課金対象データ量に合算します。

(他の電気通信事業者への通知)

第 69 条 UQ 契約者は、第 12 条 (UQ 契約者が行う会員契約の解除)、第 13 条 (当社が行う会員契約の解除) 又は第 14 条 (会員契約の終了) の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー (以下「プライバシーポリシー」といいます。) に定める電気通信事業者からの請求に基づき、同 プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 70 条 当社は、UQ 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲 (UQ 契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。) で利用します。

なお、UQ 通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社のプライバシーポリシーにおいて定めます。

第 71 条 削除

3 契約移行があった場合、契約移行前のUQ通信サービスの契約者回線に係る通信の累計課金対象データ量を、前項に定める累計課金対象データ量に合算します。

(他の電気通信事業者への通知)

第 69 条 UQ 契約者は、第 12 条 (UQ 契約者が行う会員契約の解除)、第 13 条 (当社が行う会員契約の解除) 又は第 14 条 (会員契約の終了) の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー (以下「プライバシーポリシー」といいます。) に定める電気通信事業者からの請求に基づき、同 プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 70 条 当社は、UQ 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲 (UQ 契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。) で利用します。

なお、UQ 通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社のプライバシーポリシーにおいて定めます。

(提供条件書)

第 71 条 当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、UQ 通信サービス及び付随サービスを提供します。

料金表 通則		料金表 通則	
(基本使用料の料金種別の取扱い)		(基本使用料の料金種別の取扱い)	
1 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表の右欄に定める基本使用料の料金種別の総称をいいます。		1 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表の右欄に定める基本使用料の料金種別の総称をいいます。	
用語	基本使用料の料金種別	用語	基本使用料の料金種別
ギガ放題 プラス モバイル	ギガ放題 プラス モバイルルータープラン (2年自動更新あり) ギガ放題 プラス モバイルルータープラン (2年自動更新なし) ギガ放題 プラス モバイルルータープラン(期間条件なし) ギガ放題 プラス モバイルルータープラン (2年自動更新あり) ハート割 ギガ放題 プラス モバイルルータープラン (2年自動更新なし) ハート割 ギガ放題 プラス モバイルルータープラン(期間条件なし) ハート割	ギガ放題 プラス モバイル	ギガ放題 プラス モバイルルータープラン (2年自動更新あり) ギガ放題 プラス モバイルルータープラン (2年自動更新なし) ギガ放題 プラス モバイルルータープラン(期間条件なし) ギガ放題 プラス モバイルルータープラン (2年自動更新あり) ハート割 ギガ放題 プラス モバイルルータープラン (2年自動更新なし) ハート割 ギガ放題 プラス モバイルルータープラン(期間条件なし) ハート割
ギガ放題 プラス ホーム	ギガ放題 プラス ホームルータープラン (2年自動更新あり) ギガ放題 プラス ホームルータープラン (2年自動更新なし) ギガ放題 プラス ホームルータープラン (期間条件なし) ギガ放題 プラス ホームルータープラン (2年自動更新あり) ハート割 ギガ放題 プラス ホームルータープラン (2年自動更新なし) ハート割 ギガ放題 プラス ホームルータープラン (期間条件なし) ハート割	ギガ放題 プラス ホーム	ギガ放題 プラス ホームルータープラン (2年自動更新あり) ギガ放題 プラス ホームルータープラン (2年自動更新なし) ギガ放題 プラス ホームルータープラン (期間条件なし) ギガ放題 プラス ホームルータープラン (2年自動更新あり) ハート割 ギガ放題 プラス ホームルータープラン (2年自動更新なし) ハート割 ギガ放題 プラス ホームルータープラン (期間条件なし) ハート割
ギガ放題 プラス <u>Netflix</u> <u>パック</u>	ギガ放題 プラス Netflixパック ギガ放題 プラス Netflixパックハート割		
ギガ放題 プラス	ギガ放題 プラス (2年自動更新あり) ギガ放題 プラス (2年自動更新なし) ギガ放題 プラス (期間条件なし) ギガ放題 プラス (2年自動更新あり) ハート割	ギガ放題 プラス	ギガ放題 プラス (2年自動更新あり) ギガ放題 プラス (2年自動更新なし) ギガ放題 プラス (期間条件なし) ギガ放題 プラス (2年自動更新あり) ハート割

	ギガ放題プラス（2年自動更新なし）ハート割 ギガ放題プラス（期間条件なし）ハート割		ギガ放題プラス（2年自動更新なし）ハート割 ギガ放題プラス（期間条件なし）ハート割
		<u>Netflix</u> <u>パック</u>	ギガ放題プラス Netflixパック ギガ放題プラス Netflixパックハート割 <u>ギガ放題プラスS Netflixパック</u> <u>ギガ放題プラスS Netflixパックハート割</u>
+5Gギガ放題プラン	ギガ放題プラスモバイル ギガ放題プラスホーム <u>ギガ放題プラスNetflixパック</u> ギガ放題プラス	+5Gギガ放題プラン	ギガ放題プラスモバイル ギガ放題プラスホーム ギガ放題プラス <u>ギガ放題プラスS</u> <u>ギガ放題プラスSハート割</u> Netflixパック
2+ギガ放題プラン	(略)	2+ギガ放題プラン	(略)
UQFlatツープラスプラン	(略)	UQFlatツープラスプラン	(略)
UQFlatツープラスギガ放題プラン	(略)	UQFlatツープラスギガ放題プラン	(略)

第1表 UQ通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第40条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用

(1) 基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、次の料金種別があります。
	(ア) WiMAX+5Gサービスに係るもの
	基本使用料の料金種別
	ギガ放題プラス モバイルルータープラン（期間条件なし）
	ギガ放題プラス モバイルルータープラン（期間条件なし）ハート割
	ギガ放題プラス ホームルータープラン（期間条件なし）
	ギガ放題プラス ホームルータープラン（期間条件なし）ハート割
	ギガ放題プラス Netflixパック
	ギガ放題プラス Netflixパックハート割
	イ UQ契約者は、料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。
ウ アに規定するほか、基本使用料には、次の料金種別があります。	
ただし、UQ契約者は、料金契約の申込みに際して、この料金種別を選択することはできません。	
(ア) WiMAX+5Gサービスに係るもの	
基本使用料の料金種別	
ギガ放題プラス モバイルルータープラン（2年自動更新あり）	
(略)	

第1表 UQ通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第40条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用

(1) 基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、次の料金種別があります。
	(ア) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの
	基本使用料の料金種別
	ギガ放題プラス モバイルルータープラン（期間条件なし）
	ギガ放題プラス モバイルルータープラン（期間条件なし）ハート割
	ギガ放題プラス ホームルータープラン（期間条件なし）
	ギガ放題プラス ホームルータープラン（期間条件なし）ハート割
	ギガ放題プラス Netflixパック
	ギガ放題プラス Netflixパックハート割
	(イ) 第2種WiMAX+5Gサービスに係るもの
基本使用料の料金種別	
ギガ放題プラスS	
ギガ放題プラスSハート割	
ギガ放題プラスS Netflixパック	
ギガ放題プラスS Netflixパックハート割	
イ UQ契約者は、料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。	
ウ アに規定するほか、基本使用料には、次の料金種別があります。	
ただし、UQ契約者は、料金契約の申込みに際して、この料金種別を選択することはできません。	
(ア) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの	
基本使用料の料金種別	
ギガ放題プラス モバイルルータープラン（2年自動更新あり）	
(略)	



	<p>ギガ放題プラス（2年自動更新なし）ハート割                  (イ) WiMAX2+サービスに係るもの                  基本使用料の料金種別                  (略)</p> <p>エ UQ契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。                  ただし、別紙において基本使用料の料金種別の変更ができないこととされている場合は、その申込みを行うことはできません。</p> <p>オ 当社は、エの申込みがあった場合は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。                  ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。</p>		<p>ギガ放題プラス（2年自動更新なし）ハート割                  (イ) WiMAX2+サービスに係るもの                  基本使用料の料金種別                  (略)</p> <p>エ UQ契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。                  ただし、別紙において基本使用料の料金種別の変更ができないこととされている場合は、その申込みを行うことはできません。</p> <p>オ 当社は、エの申込みがあった場合は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。                  ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(6) ギガ放題ハート割の取扱い	<p>ア (ア)に定める基本使用料の料金種別(以下この欄において「本プラン」といいます。)の適用を受けることができる者は、(イ)の適用条件のいずれかに該当するUQ契約者としてします。                  (ア) 基本使用料の料金種別</p> <p>ギガ放題プラスモバイルルータープラン（2年自動更新あり）ハート割、ギガ放題プラスモバイルルータープラン（2年自動更新なし）ハート割、ギガ放題プラスモバイルルータープラン（期間条件なし）ハート割、ギガ放題プラスホームルータープラン（2年自動更新あり）ハート割、ギガ放題プラスホームルータープラン（2年自動更新なし）ハート割、ギガ放題プラスホームルータープラン（期間条件なし）ハート割、ギガ放題プラス Netfixパックハート割、ギガ放題プラス（2年自動更新あり）ハート割、ギガ放題プラス（2年自動更新なし）ハート割、ギガ放題プラス（期間条件なし）ハート割、ギガ放題（2年自動更新あり）ハート割、ギガ放題（2年自動更新なし）ハート割又はギガ放題（期間条件なし）ハート割</p>	(6) ギガ放題ハート割の取扱い	<p>ア (ア)に定める基本使用料の料金種別(以下この欄において「本プラン」といいます。)の適用を受けることができる者は、(イ)の適用条件のいずれかに該当するUQ契約者としてします。                  (ア) 基本使用料の料金種別                  ① 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの</p> <p>ギガ放題プラスモバイルルータープラン（2年自動更新あり）ハート割、ギガ放題プラスモバイルルータープラン（2年自動更新なし）ハート割、ギガ放題プラスモバイルルータープラン（期間条件なし）ハート割、ギガ放題プラスホームルータープラン（2年自動更新あり）ハート割、ギガ放題プラスホームルータープラン（2年自動更新なし）ハート割、ギガ放題プラスホームルータープラン（期間条件なし）ハート割、ギガ放題プラス Netfixパックハート割、ギガ放題プラス（2年自動更新あり）ハート割、ギガ放題プラス（2年自動更新なし）ハート割、ギガ放題プラス（期間条件なし）ハート割、ギガ放題（2年自動更新あり）ハート割、ギガ放題（2年自動更新なし）ハート割、ギガ放題（期間条件なし）ハート割</p>

	<p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 当社は、次のいずれかに該当する場合を除いて、イの申出を承諾します。                  (ア)～(イ) (略)                  (ウ) そのUQ契約者が現に本プランの適用を受けているとき。                  (エ)～(カ)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 当社は、本プランの適用を受けている料金契約について、そのUQ契約者から申出があった場合のほか、次のいずれかに該当したときは、その基本使用料の料金種別を変更します。                  (ア) そのUQ契約者がアの適用条件に該当しなくなったとき。                  (イ) UQ契約者の地位の承継があったとき。                  (ウ) ウの不承諾要件に該当していることが判明したとき。                  (エ) そのUQ契約者がエの規定に違反したとき。</p> <p>カ オの場合において、UQ契約者は、当社が定める期日までに変更後の基本使用料の料金種別を指定していただきます。この場合において、当社は、その期日までに基本使用料の料金種別が指定されなかったときは、変更前の料金種別に応じて、それぞれ下表の右欄に定める料金種別への変更の申出があったものとみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="409 1161 1093 1407"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更新あり) ハート割</td> <td>ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更新あり)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ギガ放題プラス(期間条件なし) ハート割</td> <td>ギガ放題プラス(期間条件なし)</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更新あり) ハート割	ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更新あり)	(略)	(略)	ギガ放題プラス(期間条件なし) ハート割	ギガ放題プラス(期間条件なし)
変更前	変更後								
ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更新あり) ハート割	ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更新あり)								
(略)	(略)								
ギガ放題プラス(期間条件なし) ハート割	ギガ放題プラス(期間条件なし)								
	<p style="text-align: center;"><b>② 第2種WiMAX+5Gサービスに係るもの</b></p> <p style="text-align: center;"><b>ギガ放題プラスSハート割、ギガ放題プラスS Net fixパックハート割</b></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 当社は、次のいずれかに該当する場合を除いて、イの申出を承諾します。                  (ア)～(イ) (略)                  (ウ) そのUQ契約者が現に本プランの適用を受けているとき。                  (エ)～(カ)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 当社は、本プランの適用を受けている料金契約について、そのUQ契約者から申出があった場合のほか、次のいずれかに該当したときは、その基本使用料の料金種別を変更します。                  (ア) そのUQ契約者がアの適用条件に該当しなくなったとき。                  (イ) UQ契約者の地位の承継があったとき。                  (ウ) ウの不承諾要件に該当していることが判明したとき。                  (エ) そのUQ契約者がエの規定に違反したとき。</p> <p>カ オの場合において、UQ契約者は、当社が定める期日までに変更後の基本使用料の料金種別を指定していただきます。この場合において、当社は、その期日までに基本使用料の料金種別が指定されなかったときは、変更前の料金種別に応じて、それぞれ下表の右欄に定める料金種別への変更の申出があったものとみなして取り扱います。                  (ア) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1382 1201 2065 1385"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更新あり) ハート割</td> <td>ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更新あり)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更新あり) ハート割	ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更新あり)	(略)	(略)		
変更前	変更後								
ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更新あり) ハート割	ギガ放題プラスモバイルルータープラン(2年自動更新あり)								
(略)	(略)								

	ギガ放題（2年自動更新あり）ハート割 ギガ放題（2年自動更新なし）ハート割 ギガ放題（期間条件なし）ハート割	ギガ放題（2年自動更新あり） ギガ放題（2年自動更新なし） ギガ放題（期間条件なし）		ギガ放題プラス（期間条件なし）ハート割 （イ）第2種WiMAX+5Gサービスに係るもの <table border="1" data-bbox="1379 261 2056 440"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギガ放題プラスSハート割</td> <td>ギガ放題プラスS</td> </tr> <tr> <td>ギガ放題プラスS Net flexパックハート割</td> <td>ギガ放題プラスS Net flexパック</td> </tr> </tbody> </table> （ウ）WiMAX2+サービスに係るもの <table border="1" data-bbox="1379 475 2056 724"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギガ放題（2年自動更新あり）ハート割</td> <td>ギガ放題（2年自動更新あり）</td> </tr> <tr> <td>ギガ放題（2年自動更新なし）ハート割</td> <td>ギガ放題（2年自動更新なし）</td> </tr> <tr> <td>ギガ放題（期間条件なし）ハート割</td> <td>ギガ放題（期間条件なし）</td> </tr> </tbody> </table> キ（略）	変更前	変更後	ギガ放題プラスSハート割	ギガ放題プラスS	ギガ放題プラスS Net flexパックハート割	ギガ放題プラスS Net flexパック	変更前	変更後	ギガ放題（2年自動更新あり）ハート割	ギガ放題（2年自動更新あり）	ギガ放題（2年自動更新なし）ハート割	ギガ放題（2年自動更新なし）	ギガ放題（期間条件なし）ハート割	ギガ放題（期間条件なし）	ギガ放題プラス（期間条件なし） キ（略）
変更前	変更後																		
ギガ放題プラスSハート割	ギガ放題プラスS																		
ギガ放題プラスS Net flexパックハート割	ギガ放題プラスS Net flexパック																		
変更前	変更後																		
ギガ放題（2年自動更新あり）ハート割	ギガ放題（2年自動更新あり）																		
ギガ放題（2年自動更新なし）ハート割	ギガ放題（2年自動更新なし）																		
ギガ放題（期間条件なし）ハート割	ギガ放題（期間条件なし）																		
(略)	(略)	(略)	(略)																
(12) 基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等	ア +5Gギガ放題プラン又は2+ギガ放題プランの適用を受けている契約者回線については、スタンダードモード又はハイスピードモードによる通信に係る情報量を、第38条の2（通信利用の制限）第2項に定める累計課金対象データ量の集計から除外します。 イ +5Gギガ放題プランの適用を受けている契約者回線に係るスタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行いません。 ウ +5Gギガ放題プラン又は2+ギガ放題プランの適用を受けている契約者回線については、WiMAX2+基地局設備の混雑状況によりWiMAX2+通信の伝送速度を制限する場合があります。 エ +5Gギガ放題プラン又は2+ギガ放題プランの適用を受けている契約者回線については、WiMAX2+基地局設備の混雑状況によりWiMAX2+通信の伝送速度を制限する場合があります。	(12) 基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等	ア～ウ（略）																
(13) <u>スマートバリュー</u>	ア 当社は、ギガ放題プラスホームの適用を受けている契約者回線（スマートバリュー又は自宅セット割（そ	(13) <u>削除</u>	<u>削除</u>																
		(略)	(略)																

<p><u>等の適用による総量規制の取扱い</u></p>	<p><u>れぞれ提携事業者が提供する電気通信サービスに係る料金の割引であって、当社所定のものをいいます。以下同じとします。）の判定用回線として指定があり、その適用を受けているものに限ります。）について、次表に定める加算データ量を第 38 条の 2（通信利用の制限）に定める総量速度規制データ量に加算して、総量速度規制を行います。</u></p> <table border="1" data-bbox="412 395 1093 472"> <tr> <td data-bbox="412 395 1093 432"> <p>加算データ量</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="412 432 1093 472"> <p>16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）</p> </td> </tr> </table> <p><u>イ アの取扱いを受けている契約者回線のUQ契約者は、その契約者回線に接続している端末設備を、当社に届出のあった住所又は居所から移動することはできません。</u></p> <p><u>ウ 当社は、イの規定に違反してその端末設備を移動したと当社が判断したときは、その契約者回線について、当社所定の日において、当社所定の基本使用料の料金種別への変更を行います。</u></p>	<p>加算データ量</p>	<p>16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）</p>	
<p>加算データ量</p>				
<p>16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）</p>				
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>			

## 2 料金額

## 1 料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
(略)	(略)
ギガ放題プラス Netflixパック	5,760 円(6,336 円)
ギガ放題プラス Netflixパックハート割	5,379 円(5,916.9 円)
(略)	(略)

## 備考

- NetflixサービスはNetflix合同会社が、Netflix合同会社の定める利用規約に基づき提供するサービスです。
- ギガ放題プラスNetflixパックの料金額には、Netflix合同会社の提供するNetflixサービスのうち、スタンダードプランの料金額(税抜1,355円(税込1,490円))を含みます。
- ギガ放題プラスNetflixパックの契約者は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、Netflixサービスを利用することができます。
- ギガ放題プラスNetflixパックの契約者は、その契約者回線に係る情報並びにNetflixサービスに係る契約情報を、当社とNetflix合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。相互に開示し照会した情報は、当社及びNetflix合同会社の定める目的で利用します。Netflix合同会社の個人情報保護方針については [Netflix.com/privacy](https://www.netflix.com/privacy) をご参照ください。
- ギガ放題プラスNetflixパックの契約者がNetflixサービスを利用する場合のNetflixサービスに関する提供条件等については、Netflix合同会社及び当社が別に定めるところによります。

## 2 料金額

## (1) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの

## 1 料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
(略)	(略)
ギガ放題プラス Netflixパック	5,760 円(6,336 円)
ギガ放題プラス Netflixパックハート割	5,379 円(5,916.9 円)
(略)	(略)

## 備考

- NetflixサービスはNetflix合同会社が、Netflix合同会社の定める利用規約に基づき提供するサービスです。
- Netflixパックの料金額には、Netflix合同会社の提供するNetflixサービスのうち、スタンダードプランの料金額(税抜1,355円(税込1,490円))を含みます。
- Netflixパックの契約者は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、Netflixサービスを利用することができます。
- Netflixパックの契約者は、その契約者回線に係る情報並びにNetflixサービスに係る契約情報を、当社とNetflix合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。相互に開示し照会した情報は、当社及びNetflix合同会社の定める目的で利用します。Netflix合同会社の個人情報保護方針については [Netflix.com/privacy](https://www.netflix.com/privacy) をご参照ください。
- Netflixパックの契約者がNetflixサービスを利用する場合のNetflixサービスに関する提供条件等については、Netflix合同会社及び当社が別に定めるところによります。

## (2) 第2種WiMAX+5Gサービスに係るもの

## 1 料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額(税込額)
ギガ放題プラスS	4,500 円(4,950 円)
ギガ放題プラスSハート割	4,119 円(4,530.9 円)
ギガ放題プラスS Netflixパック	5,760 円(6,336 円)
ギガ放題プラスS Netflixパックハート割	5,379 円(5,916.9 円)

備考 (1)の表の備考第1項から第5項に定めるとおりとします。

(3) WiMAX2+サービスに係るもの

1 料金契約ごとに月額

分	料金額
	税抜額(税込額)
(略)	(略)

<p>第6 プラスエリアモードオプション料等</p> <p>1 適用</p> <p>プラスエリアモードオプション料又はLTEオプション料の適用については、第42条の3（プラスエリアモードオプション料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p>	<p>第6 プラスエリアモードオプション料等</p> <p>1 適用</p> <p>プラスエリアモードオプション料又はLTEオプション料の適用については、第42条の3（プラスエリアモードオプション料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p>						
<p>プラスエリアモードオプション料等の適用</p>							
<p>(1) プラスエリアモードオプション料の適用除外</p>	<p>ア UQ契約者は、auスマートバリュー又は自宅セット割の判定用回線として指定があった契約者回線について、判定用回線としての適用を受けている料金月（ギガ放題プラスからの基本使用料の料金種別の変更の申込みと同一の料金月に、その指定があり提携事業者が承諾した場合は、その料金月を含みます。）のプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。</p> <p>イ UQ契約者は、契約移行のあった日を含む料金月においてLTEオプション料の支払いを要する場合又は(2)のアからウに定めるLTEオプション料の支払いを要しない事由に該当する場合、その料金月のプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。</p>						
<p>(2) LTEオプション料の適用除外</p>	<p>(略)</p>						
<p>2 料金額</p>							
<p>1 料金契約ごとに月額</p>							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">料金額(税抜)</th> </tr> <tr> <td>プラスエリアモードオプション料</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>LTEオプション料</td> <td style="text-align: right;">1,005円</td> </tr> </table>	区分	料金額(税抜)	プラスエリアモードオプション料	1,000円	LTEオプション料	1,005円	
区分	料金額(税抜)						
プラスエリアモードオプション料	1,000円						
LTEオプション料	1,005円						
<p>2 料金額</p>							
<p>1 料金契約ごとに月額</p>							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">料金額(税抜)</th> </tr> <tr> <td>プラスエリアモードオプション料</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>LTEオプション料</td> <td style="text-align: right;">1,005円</td> </tr> </table>	区分	料金額(税抜)	プラスエリアモードオプション料	1,000円	LTEオプション料	1,005円	
区分	料金額(税抜)						
プラスエリアモードオプション料	1,000円						
LTEオプション料	1,005円						

別表 オプション機能		別表 オプション機能	
種類	提供条件	種類	提供条件
グローバルIP アドレスオプション	UQ契約者が指定した無線機器に専らグローバルIPアドレスを割り当てる機能をいいます。	グローバルIP アドレスオプション	UQ契約者が指定した無線機器に専らグローバルIPアドレスを割り当てる機能をいいます。
	備考 (1) UQ契約者は、当社が別に定める接続先（以下「特定APN」といいます。）を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。 (2) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		備考 (1) UQ通信サービス（第2種WiMAX+5Gサービスを除きます。）の契約者回線に限り提供します。 (2) UQ契約者は、当社が別に定める接続先（以下「特定APN」といいます。）を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。 (3) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
		5G SAオプション	5G SA（スタンドアローン）による通信を行うことができる機能をいいます。
		備考	(1) 第2種WiMAX+5Gサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り。）に限り提供します。 (2) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。



別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 3 1 号)
技術的条件	—

2 債権譲渡先となる料金回収会社

3 新聞社等の基準

区分	技術基準等
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は 論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が 1 の題号について、8, 0 0 0 部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) 第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法 (昭和 47 年法律第 114 号) 第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であつて自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース ((1) 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報 (広告を除きます。) をいいます。) を供給することを主な目的とする通信社

4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

5 UQ 契約者が指定できる支払方法

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則
技術的条件	—

2 債権譲渡先となる料金回収会社

3 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

区分	オプション機能
第 1 種 W i M A X + 5 G サービス	グローバル IP アドレスオプション
第 2 種 W i M A X + 5 G サービス	5 G S A オプション
W i M A X 2 + サービス	グローバル IP アドレスオプション

4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

5 UQ 契約者が指定できる支払方法

	<p><u>附則 (23-UQ 事企第 001 号)</u> <u>(実施時期)</u> 1 <u>この改定規定は、令和5年6月1日から実施します。</u></p> <p><u>(料金等の支払いに関する経過措置)</u> 2 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p>
--	--

別紙 基本使用料の料金種別の変更に係る取扱い

(1) WiMAX+5Gサービスに係るもの  
(表略)

※「通常」は定期プラン特約の適用がない場合を、「特約」は定期プラン特約の適用がある場合を指します。各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとします。

記号	料金種別の変更	適用期間の特例	プラン解除料の特例
×	不可	—	—
□	可	—	—
○	可	—	プラン解除料の支払いを要さない
◎	可	適用期間を引き継ぐ	プラン解除料の支払いを要さない

別紙 基本使用料の料金種別の変更に係る取扱い

(1) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの  
(表略)

※各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとします。

記号	料金種別の変更	適用期間の特例	プラン解除料の特例
×	不可	—	—
□	可	—	—
○	可	—	プラン解除料の支払いを要さない
◎	可	適用期間を引き継ぐ	プラン解除料の支払いを要さない

(2) 第2種WiMAX+5Gサービスに係るもの

区分	変更後			
	ギガ放題プラスS	ギガ放題プラスSハート割	ギガ放題プラスS Netflexパック	ギガ放題プラスS Netflexパックハート割
変更前	ギガ放題プラスS	□	□	□
	ギガ放題プラスSハート割	□	□	□
	ギガ放題プラスS Netflexパック	□	□	□
	ギガ放題プラスS Netflexパックハート割	□	□	□

※各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとします。

記号	料金種別の変更
----	---------

(2) WiMAX2+サービスに係るもの  
(表略)

※「通常」は定期プラン特約の適用がない場合を、「特約」は定期プラン特約の適用がある場合を指します。各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとします。

記号	料金種別の変更	適用期間の特例	プラン解除料の特例
×	不可	—	—
□	可	—	—
○	可	—	プラン解除料の支払いを要さない
◎	可	適用期間を引き継ぐ	プラン解除料の支払いを要さない

□	可
×	不可

(3) WiMAX2+サービスに係るもの  
(表略)

※「通常」は定期プラン特約の適用がない場合を、「特約」は定期プラン特約の適用がある場合を指します。各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとします。

記号	料金種別の変更	適用期間の特例	プラン解除料の特例
×	不可	—	—
□	可	—	—
○	可	—	プラン解除料の支払いを要さない
◎	可	適用期間を引き継ぐ	プラン解除料の支払いを要さない